

いかつり漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、宮城県漁業調整規則（令和2年宮城県規則第103号）第4条第1項第8号に掲げるいかつり漁業につき、宮城県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
いかつり漁業	宮城県 沖合海面	6月1日から 翌年1月31日 まで	定めなし	5トン以上 30トン未満	2	岩手県に住所を有する者のうち、宮城県漁業協同組合と岩手県漁業協同組合連合会との間で結ぶ協定に参加する者
					12	北海道に住所を有する者
					24	青森県に住所を有する者
					2	山形県に住所を有する者
					3	鳥取県に住所を有する者
					2	長崎県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年4月1日から令和8年5月8日まで